

○内閣府令第七号

地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第四十条第三号、第四十四条第三号及び第五十五条の規定に基づき、警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年二月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令

警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号及び第六十四条第一項第二号中「区」の下に「又は総合区」を加える。

別記様式第十八号及び別記様式第十九号中

「警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区の名称）」

を

「警備業務対象施設の所在する市町村の名称（指定都市にあつては、区又は総合区の名称）」

に改める。

別記様式第二十一号の記載要領中「凶」の次に「ㄨ」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この府令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この府令による改正前の警備業法施行規則に規定する様式による書面については、この府令による改正後の警備業法施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。